

ずい道等の掘削等作業主任者技能講習規程の一部を改正する件

○厚生労働省告示第二百三十五号

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第八十三条の規定に基づき、ずい道等の掘削等作業主任者技能講習規程（昭和五十六年労働省告示第四十一号）の一部を次の表のように改正する。

令和二年六月十五日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

改正後

改正前

2 (略)	(略)	工事用設備、 機械、器具、 作業環境の改 善方法等に関 する知識	工事用設備及び機械の取扱い 電気及び内燃機関 器具及 び工具 有害ガス及び可燃性 ガス 危険防止のための措置 落盤又は肌落ちの予知 空 気中の粉じんの濃度等の測定 方法 換気等の方法 服装、 要求性能墜落制止用器具その 他の命綱、保護帽及び呼吸用 保護具	五時間三十分
	(略)	工事用設備、 機械、器具、 作業環境等に 関する知識	工事用設備及び機械の取扱い 電気及び内燃機関 器具及 び工具 有害ガス及び可燃性 ガス 危険防止のための措置 落盤又は肌落ちの予知 服 装及び保護具	四時間

(講習科目の範囲及び時間)  
第三条 技能講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それ  
ぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる講習  
時間により、教本等必要な教材を用いて行うものとする。

附 則

この告示は、令和三年四月一日から施行する。